

令和5年6月29日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 秦 浩

総務文教委員会審査報告書

令和5年第4回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和5年6月12日

審査年月日 令和5年6月23日

2. 出席者

委員 秦委員長、豆田副委員長、中村恵輔委員、山本委員、佐伯委員、戸田委員

執行部 大庭総務部長、花田経営企画部長、城野教育部長、石津教育部理事、向井経営戦略課長、来仙教育総務課長、谷口郷育推進課長、安部企画係長、千原学校建設準備係長、花田郷育推進課主幹

◎議案第46号 福津市公民館条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 現在、宮司公民館のホールは年間約7,000人の利用者がいる。ホール廃止後の利用者代替施設は考えているか。

(答弁) 市内の既存の施設である、福間体育センター、津屋崎体育センター、福間武道館、津屋崎武道館を考えている。

(質疑) 宮司公民館廃止の説明会は、どのような方法で周知したのか。

(答弁) 令和3年度から令和4年度の途中までに、1回でも利用された方に対して案内を郵送した。また、中央公民館および宮司公民館に説明会の案内を掲示した。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、本委員会は議案第46号に対し、別紙のとおり付帯決議を付すことに決定した。

◎議案第50号 財産の取得について

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑) 用地買収単価の算出方法は。

(答弁) 単価は昨年度実施した新設小学校用地不動産鑑定業務で算出している。

(質疑) 隣接した土地で単価が違う理由は。

(答弁) 標準的な場所の単価を算出し、その土地に対し道からの距離や土地の高さなどの特性を筆数ごとに評価して、その係数をかけているので金額に差が出ている。

(質疑) 取得に際し、1件だけ相続の関係上契約できていない状況だが、令和9年4月開校のスケジュールに遅れが生じないか。

(答弁) 法定相続人の方には、土地を取得することについて合意を得ている。相続手続きについても進めて頂いている状況なので、スケジュールが遅れるとは考えていない。

(2) 主な意見

(反対) 3人の委員から反対討論があった。議案第50号の審査は、財産を取得する際の事務手続きや評価額の算定に不備がないかなどを主眼とする審査であるが、討論の内容は、学校建設用地として取得する土地の災害に対する安全性や、保護者・市民に対する説明不足などを理由に反対とするものであった。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により否決すべきものと決定した。

(別紙)

議案第46号 福津市公民館条例を改正することについてに対する付帯決議

標記の件について、以下のとおり付帯決議を提出する。

宮司公民館の廃止により公民館と一体となっているホール(体育館)を分離・独立させ、体育館として条例を制定し、市が維持管理と運営を行い存続させること。

(提案理由)

(1)宮司公民館と一体となっているホール(体育館)は、長年バレーボールを始め色々なスポーツや多目的な利用ができる市民の施設として利用されてきた。今回、廃止になることが知れわたるにつれて、利用者からの施設存続を望む声が多く聞かれている。これらの声を踏まえ、宮司公民館は廃止となってもホール(体育館)は存続させる必要があると考える。

(2)宮司地域を始め、海岸通りの西福間地区など広い地域で人口が増加している状況で災害が発生した場合の避難所が極端に少ない。サンピア福岡が存在していた時は、市の防災計画でサンピア福岡が一時避難所に指定されていた。また消防学校もあったので、防災面ではある程度安心していた。しかし、現在は住宅及び地域住民も増加している中で、この地域には避難所が宮司コミュニティセンターしかない状況である。

自治公民館も、宮司地区には星ヶ丘区、宮司ヶ丘区、的岡区の3区しか設置されていない。幸いにして、宮司公民館と一体となっているホール(体育館)については、耐震性が新基準で建設されている。

体育館としての利用だけでなく、災害発生時の避難所として同施設の立地からしても利用できる施設であると考ええる。

以上のことから、宮司公民館と一体となっているホール(体育館)を市の施設として存続させ、現在利用している方々の利用も含め、災害発生時の重要な避難所として市民のために活用する必要があると考える。